

## 監査報告書

学校法人爽青会  
理事会・評議員会

令和 8年 5月 16日

監事 伊東康彦 

監事 松島達也 

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人爽青会の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表及び貸借対照表は、学校法人の財政状態及び経営状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上